

# 信州の環境にやさしい農産物 認証制度

【令和8年産農産物 申請の手引き】



令和7年12月  
長野県農政部農業技術課

< 目 次 >

1	信州の環境にやさしい農産物認証制度とは .....	1
2	信州の環境にやさしい農産物認証基準（認証基準） .....	2
3	認証申請の方法 .....	3
4	審査 .....	4
5	認証及び認証票の使用について .....	5
	認証票の様式 .....	6
6	計画の変更 .....	7
7	認証期間後の手続き .....	8
8	認証農産物生産者の遵守事項等 .....	8
<参考>	信州の環境にやさしい農産物認証 申請後の流れ .....	10
<参考>	申請書の記入例 .....	11
<参考>	I P M実践指標記入表の記入例 .....	18
<参考>	令和8年産信州の環境にやさしい農産物認証 審査手数料 .....	19

関係資料及び県ホームページ掲載先		
要綱	信州の環境にやさしい農産物認証要綱 <a href="http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/yoko.pdf">http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/yoko.pdf</a>	
要領	信州の環境にやさしい農産物認証実施要領 <a href="http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/youryou_1.pdf">http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/youryou_1.pdf</a>	
地区慣行施肥量・地区農薬使用回数	長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」） <a href="http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/chiikikanno.pdf">http://svcms.pref.nagano.lg.jp/cms8341/nogi/sangyo/nogyo/documents/chiikikanno.pdf</a>	
指針	長野県における農業環境負荷低減事業活動の実施に関する技術指針 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/documents/gizyutsushishin230606.pdf">https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/documents/gizyutsushishin230606.pdf</a>	
	長野県 IPM 実践指標 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/kankyo/ipm.html</a>	
	有機質資材適正施用ガイドライン <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukishitsushizai.html</a>	

# 1 信州の環境にやさしい農産物認証制度とは

## 1 制度の概要

地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（一部30%以上）削減した方法で生産された農産物を知事が認証する制度です

認証された農産物には、県の認証番号が入った認証票（シンボルマーク）を付けることができます。

### <シンボルマークの意味>

信州の頭文字、ひらがなの「し」をモチーフに化学肥料や農薬の使用量を減らして生産された農産物ということで安心して食している消費者の笑顔を表現しています。また、環境にやさしいと云うことを新芽で表しています。



50

長野県認証 No. 50-〇〇〇〇〇

化学肥料の使用量、農薬の使用回数を  
50%以上削減して栽培しました。

図1 認証票

(認証区分 50-50 の場合)

## 2 目的

消費者の「食の安全」や「環境」に対する関心の高まりに対し、長野県の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物を認証することにより、県産農産物に対する消費者の信頼の確保、流通の円滑化及びブランド化を図るとともに、生産者の環境に対する意識の啓発を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた環境と調和のとれた農業を推進することを目的とします。

## 3 定義

### (1) 化学肥料 (要綱第2条)

肥料のうち化学合成されたもの

#### 【補足】特別栽培農産物に係る表示ガイドラインQ & A (汚泥肥料について)

「化学合成」は、「化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。」

汚泥肥料は、一般的には、製造工程において化学合成された凝集促進材（肥料成分に当たらないもの）が添加されますが、汚泥肥料自体が化学合成されたものではないため、化学肥料には該当しません。

### (2) 化学合成農薬 (要綱第2条)

農薬のうち有効成分が化学合成されたもの

ただし、有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び別表1に定める農薬を除く

### (3) 信州の環境にやさしい農産物 (以下、「認証農産物」という。) (要綱第2条、要領第2条)

土壤診断に基づく適正な土づくりを行ったほ場において、化学肥料を「地域慣行施肥量」の50%以上削減し、化学合成農薬を「地区農薬使用回数」の原則50%以上削減した方法で生産された農産物

#### 【補足】区分：50-30

果実7品目（りんご、もも、なし、ぶどう、とうとう、すもも（フルーツを含む）、あんず）については、化学合成農薬を「地区農薬使用回数」の30%以上削減し、長野県IPM実践指標による実践レベルの評価結果が「B」以上で栽培された農産物は認証対象となる。

### (4) 認証農産物生産者 (要領第6条)

認証農産物の生産者及び団体

## 2 信州の環境にやさしい農産物認証基準（認証基準）

要綱第2条  
要領別記1

次の基準に適合した農産物を認証農産物として認証します。

### 1 対象作目・品目等

作　日	品　　目
穀　類	米、麦類
豆　類	大豆
雜 穀 類	そば
果　実	りんご、ぶどう、なし、もも（ネクタリンを含む）、おうとう、すもも（プルーンを含む）、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、キウイフルーツ
野　菜	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、根深(軟白)ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいこん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご（養液栽培を含む）、チンゲンサイ、みずな、みぶな、葉ねぎ、カリフラワー、ズッキーニ、エダマメ、にんじん、にんにく、カラーピーマン、施設メロン（夏どり作型）、こまつな、ケール
特用作物	茶、こんにゃく

※記載のない品目については、事前に別途協議が必要です。

### 2 認証区分

区　分	品　　目
50-50	化学肥料及び化学合成農薬について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の50%以上を削減した方法で生産された農産物
50-30	化学肥料及び化学合成農薬について、「地域慣行施肥量」の50%以上の削減及び「地区農薬使用回数」の30%以上を削減した方法で生産された農産物で、実施要領第2条に該当する場合

### 3 生産管理等の基準

#### （1）生産ほ場

生産ほ場は、他のほ場と明確に区別されている。

#### （2）土づくり・施肥等に関する事項

ア 土壤診断は、1生産者あたり1カ所以上のほ場について、3年に1回以上実施する。

※ 養液栽培は、原水診断を行う。

イ 土壤診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行う。

①「長野県における農業環境負荷低減事業活動の実施に関する技術指針（以下、「指針」という。）」に基づき、土づくり技術を実施。

②「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

③「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壤管理技術を適切に実施。

④「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に図る。

※ 養液栽培は、原水診断に基づいた施肥設計を行い、栽培に用いた廃液及び廃培地の適正な処分を行う。

ウ 未熟な堆肥が施用されていない。

エ 有機質資材の投入にあたっては環境に配慮し、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずる。

オ 施肥は、指針等に基づき、科学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されている。

カ 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。

### (3) 病害虫及び雑草防除に関する事項

- ア 指針等に基づき、科学的・合理的に農薬の使用回数が低減されている。
- イ 長野県 IPM 実践指標等を参考に総合的病害虫・雑草管理（IPM）に取り組んでいる。

### (4) その他

- ア 流通・販売計画について、生産計画と比較して整合がとれている。
- イ 認証票の利用計画について、生産計画と比較して整合がとれている。

## 3 認証申請の方法

### 1 申請できる方（要領第4条第1項、第2項）

原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者

※ 申請者の住所が県外であっても、生産工程管理者が長野県内に住所を有している場合は申請可能

法人又は団体の要件については、次のとおり

- (1) 農地所有適格法人
- (2) 農地法第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき農地を借り入れている農地所有適格法人以外の法人
- (3) 農業協同組合
- (4) 小中学校、農業高校、農業関係専修学校及び福祉施設等
- (5) 次の全ての条件を満たす宮農集団
  - ア 代表者の定めがあること
  - イ 組織及び運営についての規約の定めがあること
  - ウ 集団を構成する農業者が3戸以上であること

### 【補足】生産工程管理者の設置（要綱第10条、要領第14条）

申請者は、生産工程管理者を設置する必要があります（個人の場合は申請者と同一で可。）。

生産工程管理者の役割は、次のとおりです。

- (1) 生産ほ場の状況の把握と適切な指導
- (2) 現地確認への立ち会い
- (3) 組織内の生産者から提出される書類の内容確認及び取りまとめ
- (4) 肥料、農薬、環境にやさしい農業等に関する研修会への参加等による技術習得

### 2 申請品目・申請ほ場（要領第4条第4項、第5項）

- (1) 申請は、2の1の対象作目・品目の品目単位で申請してください。
- (2) 申請ほ場は、原則として各地域振興局が管轄する範囲とします。

### 【補足】申請ほ場の範囲について

複数人数グループによる広域一括申請を想定した規定であり、個人申請のほ場まで同一に扱うものではありません。個人申請の場合は、ほ場が主に所在している地域振興局農業農村支援センターへ一緒に申請してください。

### 3 申請手順

申請手順は (1) 申請書類の作成 → (2) 審査査手数料の振込 → (3) 書類の提出

#### (1) 申請書の作成

- ア 申請書（要領別記第1号様式） イ 生産計画書（要領別記第1号様式の2）
- ウ 長野県 IPM 実践指標 ※50-30 区分の場合

## (2) 審査手数料の振込

### ※ 留意事項

- ・審査料は、認証の適否にかかわらず返却いたしません。
- ・振り込み手数料は、申請者の負担となります。
- ・振込人名義は、申請者名にしてください。

## (3) 書類の提出

提出書類	<input type="checkbox"/> 申請書（要領別記第1号様式） <input type="checkbox"/> 生産計画書（要領別記第1号様式の2） <input type="checkbox"/> 長野県IPM実践指標 ※50-30区分の場合 <input type="checkbox"/> 土壌診断結果 <input type="checkbox"/> くみあい肥料ガイドブックに未記載の肥料を施用する場合、パンフレット等の成分が分かるもの <input type="checkbox"/> 当該栽培に係る防除暦 <input type="checkbox"/> 審査手数料の振込証明等の写し <input type="checkbox"/> 認証取得支援事業への参加同意書（※P20を参照） <input type="checkbox"/> その他提出を求めるもの
提出先	ほ場が所在する地域の農業農村支援センター農業農村振興課
提出部数	1部（紙又はPDFファイル）

## 4 申請受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月30日（金）必着（1月最終開庁日）

## 4 審査

審査は、一般財団法人長野県農林研究財団が行います。

### 1 書類審査

認証基準に従い、審査員が生産計画書の内容を審査します。

区分50-30の場合は、当年のIPM実践指標記入表（p20参照）で取組計画を確認します。

### 2 確認調査

生産計画書に沿って生産されているか確認します。

区分	申請内容	確認方法
新規		
継続	前年産から継続した申請で、生産計画のうち構成員、ほ場、品目、区分、化学肥料、化学合成農薬のいずれかを変更または追加した場合	審査員が現地を訪問して確認（現地確認）
	前年産から継続して申請しており、生産計画のうち構成員、ほ場、品目、区分、化学肥料、化学合成農薬が前年と同一である場合	審査員が資料により確認

### (1) 確認時期

収穫前（できるだけ直前）に実施します。

現地確認の場合は、農業農村支援センターが日程調整を行い、調査当日に同行します。

### (2) 調査ほ場

現地確認では、認証農産物生産者のは場から、審査機関が無作為に抽出します。

### (3) 調査事項

- 確認調査は、審査機関が次の事項について行います。
- 現地確認の場合は、認証農産物生産者(生産工程管理者)の立会いのもとで実施します。
- ア 生産ほ場及び栽培管理状況
- イ 土壤改良資材、肥料及び農薬等使用状況の認証基準、生産計画書及び生産計画変更届との適合状況
- ※ 土壤改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を確認の上、実施します。
- ウ 区分 50-30 の場合は、当年の IPM 取組状況（実践レベル）を記入表で確認します。
- エ その他必要と認める事項

### (4) 準備等

- 認証農産物生産者（生産工程管理者）は、次の資料を収穫の 7 日前までに農業農村支援センターを経由して審査員へ提出してください。現地確認の場合は当日提出も可能です。
- ・全生産者の土壤改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等
  - ・区分 50-30 の場合、生産者ごとの当年の IPM 実践指標記入表

現地確認を行わない場合は、必要に応じて審査機関から生産ほ場の写真や栽培記録、地図等の提出が求められます。その際は、農業農村支援センターを経由して審査員に提出してください。

#### ※ 注意事項

- ・土壤改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料の提出がない場合は、これらの使用状況を確認できないため、確認調査を中止します。
- ・生産工程管理者の立ち会いがない場合は、現地確認を中止します。  
やむを得ない事情により生産工程管理者の立ち会いができない場合は、生産ほ場の状況を把握している者を代理に立てることにより、現地確認の実施を認めます。
- ・確認調査の結果、「認証農産物」に適合しないと認められた場合は、認証を取り消します。

## 5 認証及び認証票の使用について

### 1 認証（要綱第3条第3項、要領第5条）

申請内容が認証基準を満たすと認められたときは、認証農産物として認証するとともに、次に挙げる事項について条件を付して認証票（シンボルマーク）の使用を許可します。

条件	内容
認証期間 認証票の使用期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・認証日から原則翌年 2 月末日までの 1 年間</li><li>・2 月末日以降まで出荷・販売を予定している場合は、販売予定期間の終了まで</li></ul>
認証農産物の販売量・ 出荷量	申請した数量の範囲以内で出荷、販売
認証票の表示方法	申請した表示方法での表示

### 2 認証番号及び認証票（シンボルマーク）の表示（要領第5条、第6条）

#### (1) 記号-認証番号

認証区分 (肥料)	番号	継続して認証された場合で、申請者、品目、認証区分が同一の場合は、同一認証番号とします。
50 - ○ - ○○○○○		

(2) 認証票の様式

信州の環境にやさしい農産物認証票（要領別記第4号様式より）

<認証区分 50-50 の場合>



<認証区分 50-30 の場合>



化学肥料の使用量を50%以上削減し、  
農薬の使用回数を30%以上削減して栽培しました。

注1：認証マークはカラー印刷の場合、色の変更を認めない

○特色の場合

濃い緑 : DIC250      薄い緑 : DIC60

○CMYK4色印刷の場合

濃い緑 : C100 M30 Y80 K0      薄い緑 : C35 M0 Y80 K0

2：認証番号は必ず記載する

### (3) 認証票の表示方法

- ア 認証を受けた農産物へ貼付するか、容器包装類への貼付又は印刷によるもの  
イ 認証制度を消費者に周知するための表示であって次の場合
- ① 予約をとる場合等のチラシ広告
  - ② 直売等で専用売場を設けて販売する場合の看板広告、ポスター、ポップ等
  - ③ 認証農産物生産者のホームページ
- \* 上記①~③には、認証農産物を販売委託されている直売所等を含む（小分け等行わない場合に限る）  
ウ その他、知事が特別に認めた場合

#### ※ 注意事項

流通業者や販売業者等が、小分け販売等を行うにあたり、新たに農産物等に認証票を貼付又は印刷など行う場合は、知事に申請が必要となります（要綱第11条、要領第15条）。  
農業農村支援センター農業農村振興課にご相談ください。

### 3 認証の公表（要綱第3条）

認証農産物の内容（認証農産物の生産者名及び生産団体名、品目名、認証区分、認証番号等）については、県ホームページ（「信州の環境にやさしい農産物認証制度」ページ）において公表します。

### 4 認証の取消し（要綱第7条、要領第11条）

次のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取消し、認証票使用の禁止又は改善のために必要な指導を行いますので御留意ください。

- (1) 認証農産物の生産が中止された場合
- (2) 認証農産物生産者から認証取消しの届出があった場合
- (3) 認証票が不正に使用された場合
- (4) 確認調査の結果、認証農産物に適合しないと認められた場合
- (5) 確認調査に応じなかった場合又は事実に偽りが認められた場合
- (6) その他知事が特に認証取消しが適当と認めた場合

なお、上記（3）（5）の規定に違反すると認められた場合、当該認証農産物生産者の氏名等を公表することができるものとします。

## 6 計画の変更（要綱第8条、要領第12条）

認証された生産計画の内容に変更が生じた場合は、その内容を生産計画変更届（要領別記様式第9号）により、農業農村支援センターを経由して、知事に届出てください。

生産計画変更届の提出が不要な場合であっても、確認調査の際に、審査員に変更内容を報告してください。

区分	変更内容
変更届が必要	① 土壤改良資材、化学肥料、化学合成農薬の変更 ② 認証面積の増減 ③ 集団において生産者の変更 ④ 認証票の利用方法 ⑤ 認証票の作成枚数の増減 など
変更届は不要	① 生産計画書に記載した化学肥料を施用しない場合又はその施用量を減少する場合 ② 生産計画書に記載した化学合成農薬を使用しない場合又はその使用回数を減少する場合

### 【補足】特別防除の実施による変更（地域慣行基準 第1第1項第1号及び第2項）

農業試験場病害虫防除部から発出された発生予察情報等に基づき、特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を特別防除の指示に応じた回数を地域慣行基準に加えることができます。

特別防除の実施により変更が生じた場合は、特別防除の指示が記載された通知（散布回数も明記されていること）を生産計画変更届に添付してください。

当該通知に散布回数が明記されていない場合は、地域慣行基準に加えることができる回数は1回のみです。

※ 次の場合の変更は認められません。当該変更の場合は、認証の取消しとなります。

- ① 認証区分の変更
- ② 集団において生産者を増やす場合（予め納めた審査料の対象範囲内の増加は除く）
- ③ 化学肥料及び化学合成農薬の削減率が、認証区分に係る認証基準を満たさない場合
- ④ その他、現地審査において審査員から変更届の内容が認証基準を満たさないと判断された場合

※ 認証農産物の生産を中止した場合

認証票の使用を中止するとともに、認証取消届出書（要領別記様式第10号）の提出が必要ですので、農業農村支援センター農業農村振興課にご相談ください。

## 7 認証期間後の手続き

認証農産物生産者は認証期間終了後30日以内に、信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書（要領別記第11号様式）の提出が必要です。

認証農産物の販売が終了されている方は、生産・販売実績報告書を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出してください。

認証期間が終了していない（認証農産物の販売が終了していない）方は、販売終了後30日以内に農業農村支援センター農業農村振興課へ提出してください。

## 8 認証農産物生産者の遵守事項等

### 1 認証農産物生産者の遵守事項（要綱第9条、第12条、要領第13条）

（1）認証農産物生産者は、認証農産物の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理に努めるとともに、次の事項を遵守してください。

ア 生産、販売、出荷、品質管理、土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管等の事項について記録し、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。

イ 認証票は適正な使用及び管理を行うこと。

ウ 確認調査の実施に際して、協力すること。

エ 慣行栽培ほ場と区別するため、「認証ほ場看板」を代表するほ場に設置するとともに、その他のほ場には写し（拡大・縮小可）を設置するよう努めること。

オ 認証農産物の生産を中止した場合は、認証票の使用を中止するとともに、証取消届出書（要領別記様式第10号）により、速やかに農業農村支援センターを経由して知事に届け出ること。

カ 認証期間終了後30日以内に、生産・販売実績報告書（要領別記第11号様式）により農業農村支援センターを経由して知事に報告するものとすること。

キ 生産過程等に関する情報を消費者及び流通業者等に積極的に提供する等の方法により、相互の理解と信頼の向上に努めること。

- (2) 認証農産物の流通・販売過程において、消費者等との間で認証に係る問題が発生した場合及び認証の取消し、認証票の使用の一時中止又は改善指導の実施により損失が生じた場合は、認証を受けた者がその責を負うものとします。
- (3) 認証農産物を生産、流通及び販売する者は、認証票と誤認される恐れのある表示を行ってはいけません。

## 2 その他留意事項

- (1) 以下の事項に該当する者からの認証申請は受理できなくなりますのでご注意ください。
- ア 認証票の不正使用や現地確認調査に応じなかった場合又は事実に偽りが認められたことにより、認証登録を取り消された認証農産物生産者
- イ 認証農産物生産・販売実績報告書の提出のない認証農産物生産者
- ウ 土壤診断結果に基づく施肥の実施等技術的な改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体
- エ 要綱・実施要領に規定される事務手続き等について改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体
- (2) 信州の環境にやさしい農産物認証制度は長野県の認証制度であり、認証区分 50-50 で認証された場合であっても、農林水産省が定める特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 19 年 3 月 23 日付け 18 消安第 14413 号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）に示されている「特別栽培農産物」とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。

## <参考> 信州の環境にやさしい農産物認証 申請後の流れ

区 分	実施内容等
申 請	様 式 別記第1号様式及び別記第1号様式の2 提出期限 令和7年12月25日（木）～令和8年1月30日（金）必着 提出先 ほ場が所在する農業農村支援センター農業農村振興課 提出部数 1部
書類審査	一般財団法人 長野県農林研究財団により実施
認 証	認証予定日：令和7年3月中旬以降
ほ場看板設置	認定書とともに送付されたほ場看板を代表するほ場等に設置
栽培期間	(1) 生産計画の変更 認証された生産計画の内容を変更したい、又は変更が生じた場合は、生産計画変更届（要領別記第9号様式）を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出 (2) 認証取り下げ（※認証農産物の生産を中止した場合） 信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書（別記第10号様式）を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出
確認審査	収穫前に次の資料を農業農村支援センターを経由して審査員へ提出 ・土壤改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等 ・区分50-30の場合、生産者ごとの当年のIPM実践指標記入表 <b>■ 現地確認</b> ・新規に申請する場合又は継続だが生産計画や構成員等に変更がある場合 ・原則収穫前に（一財）長野県農林研究財団の審査員が実施 <b>■ 書面確認</b> ・継続申請で生産計画や構成員などに変更がない場合 ・原則収穫前に（一財）長野県農林研究財団の審査員が実施
収穫・出荷	認証用（シンボルマーク）を使用する場合は、表示方法を遵守すること
報告	認証期間終了後30日以内に、生産・販売実績報告書（要領別記第11号様式）を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出

## <参考> 申請書の記入例 (要領別記第1号様式、別記第1号様式の2)

\* 上田市の農業者「個人」が、「新規」に、「りんご」で認証区分「50-30」に申し込む場合

別記第1号様式

### 変更:

昨年から継続して申請する場合で、農薬や肥料の施用計画に変更がある場合

### 継続:

昨年から継続して申請する場合で、変更がない場合

個人	・	集団 ( 生産者数 人数を記入
新規	・	変更・継続
認証番号	50-※30-	
品目	りんご	

※ 変更、継続申請の場合は、前年の認証番号を記載  
(変更、継続とは、品目・区分が同じ場合に限る)

## 信州の環境にやさしい農産物認証申請書

令和8年 1月 16日

長野県知事 阿部 守一様

(申請者)

住 所

〒〇〇〇-〇〇〇〇

上田市大字〇〇123番地

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

上田 一郎

押印は不要です。

HPへの掲載を希望する場合は  
(※)印の欄に記入の上、HP掲載  
希望「有」に○をつけてください。

- (※) 電話番号 : 0268-〇〇-〇〇〇〇  
(HP掲載希望  有  無 )
  - (※) FAX番号 : 同上  
(HP掲載希望  有  無 )
  - (※) e-mail アドレス : abc-abc@〇〇.jp  
(HP掲載希望  有  無 )
  - (※) ホームページURL : http://www.〇〇.△△.jp/  
(HP掲載希望  有  無 )
- (※は、任意。必ず掲載希望有・無に○をつけてください。  
URLが記載されており、希望の有無が記入されていない  
場合は希望有としますのでご注意ください。)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(添付書類)

- 1 信州の環境にやさしい農産物生産計画書 (別記第1号様式の2)
- 2 審査手数料の振り込み証明の写し

### (個人情報について)

本申請書及び添付資料の個人情報は、「信州の環境にやさしい農産物認証」のための審査等にのみ使用します。  
なお、認証された場合は、氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)・品目・認証区分についてはHP上で公表します。また、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス及びホームページURLについては、申請者の希望に基づきHP上で公表します。

**審査機関が定める審査手数料を事前に振り込み、審査手数料の振り込み証明の写しを添付してください。**

## 信州の環境にやさしい農産物生産計画書

## 1 (申請者)

住 所: 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
上田市大字〇〇123番地  
氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)  
: 上田 一郎  
電話番号: 0268-〇〇-〇〇〇〇

## 2 生産計画の内容

## (1) 生産農産物

認証を受けようとする品目	りんご	実施要領の認証基準の「対象とする作目・品目等」に記載されている品目から記入
作 型 名		りんごの場合、記載は不要 きゅうりなど作型がある場合は、「半促成加温・無加温」、「ハウス雨よけ」、「露地」などを記入
認証を受けようとする区分	50-30	「50-30」、「50-50」のどちらかを記入
栽 培 期 間	令和8年12月～令和9年11月	永年作の場合は、前作の収穫後から今申請の栽培の収穫期までを記入
收 穫 期 間	令和8年9月1日頃～令和8年11月30日頃 ( 収穫日数 一日 )	野菜で果菜類の場合は、収穫日数を記入
確 認 調 査 希 望 時 期 ( 収穫開始直前 )	令和8年8月20日頃	
栽 培 面 積	108 a	野菜等で、年間2回転等させて栽培する場合は延べ栽培面積を記入
生産者数(※個人の場合は不要)		
生産工程管理者 (※申請者と同一の場合は記入不要)	氏 名	(申請者と同一のため記入しない)
	所 属	
	役 職 等	申請者以外が生産工程管理者である場合は記入してください。
	住 所	
	連 絡 先	

注1) 作型名は、きゅうりなど地域慣行基準における区分が作型により分類されている場合に、「半促成加温・無加温」、「ハウス雨よけ」、「ハウス抑制」、「露地」などを記載する。

2) 認証を受けようとする区分は、認証区分である「50-50」又は「50-30」を記載する。

3) 栽培期間は、果樹など永年作物にあっては前年の収穫終了後から本年の栽培の収穫までの期間を記載する。

4) 収穫期間は、果菜類にあっては収穫日数を記載する。

5) 栽培面積は、野菜など1つの場で複数回栽培する場合にあっては、延べ栽培面積を記載する。

(2) 生産ほ場及び生産計画

番号	生産者氏名	所在地	面積 (a)	収穫予定量 (kg)	品種名
1	上田一郎	上田市大字〇〇123	15	7,500	つがる
2		上田市大字〇〇126	9		"
3		上田市大字〇〇129	15	5,000	シノゴールド
4		上田市大字〇〇300	20	26,000	ふじ
5		上田市大字〇〇450	12		"
6		上田市大字〇〇555	8		"
7		上田市大字〇〇777	29		"

生産者氏名:

法人申請にあっては、実際の栽培者を記入

所在地:

ほ場単位に地番まで記入  
(地図は添付不要)

品種:

品種により地域慣行基準が異なる場合は、正確に記入(地域慣行基準に関係しない場合は、主な品種でも良い)

※登録品種の場合は、種苗法に基づき育成者権者の許諾が必要です！

合計 1 人

108

38,500

注1) 「所在地」欄は、ほ場単位に地番まで記入すること。

2) 「生産者氏名」欄は、法人申請にあっては、実際の栽培者、その他の申請にあっては、当該ほ場に係る権限をもった農業者を記載すること。

3) 面積は、ほ場の実面積を記載する。

(3) 土づくり等の概要

ア 土づくりの概要

直近の土壤診断実施年月

令和6年 12月

土壤診断結果に基づく、土づくりの計画を必ず記入

土壤診断結果に基づく土づくり計画

リン酸、カリウムが過剰となっているため、豚ぶん堆肥(500kg/10a)を、牛ふん堆肥(500kg/10a)に変更する

土壤診断書を添付してください。

- ・申請ほ場のもの
- ・土壤診断は3年以内のもの

※養液栽培(いちご)については

原水診断書を添付してください

養液栽培の場合には、廃液及び廃培地の処理について記載する。

例) 廃液については、吸い戻し処理を行い、廃液の窒素濃度を下げるから、露地作物に施す。廃培地は廃棄物処理業者へ処理を依頼し、処分する。

2) 土壤診断は、3年以内であること。(申請時)

3) 本欄には、土づくりの考え方等を記載することとし、具体的な資材等については、(3) イ 土壤改良材等その他資材の施用計画に記載すること

4) 養液栽培にあっては、原水診断に基づく養液調整を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の処理方法について記載すること。

堆肥等の有機質資材は、資材名(牛糞堆肥、豚糞堆肥等)、10a当たり施用量等を記入してください。									
イ 土壤改良材等その他資材の施用計									
種類・名称	施用量	成分名及び成分量		備考					
牛ふん堆肥 トールフェスク	1,000			11月 ○○堆肥センター 樹間草生					
土づくりの具体的な資材等について記入 ・レンゲ等前年度に緑肥作物を栽培した場合は、緑肥作物名、 は種量等を記入 ・水稻作の場合で、前年作の稻わらをすき込んだ場合は、 施用量を記入 ・果樹等で、草生栽培を実施している場合は、草種、は種 時期等を記入 ・深耕を実施する場合は、年度別深耕計画を記入									
堆肥等の有機質資材は、施用時期、入手先等を記入 また、自家製造の場合は、製造方法(堆肥舎、スクープ式)、堆積期間等を記入 、スクープ式)、堆積期間等を備考欄に記載する。 量等を記載する。 記載する。また、深耕を実施する場合は、年度別深耕計画 を記載する。									
<p>・農業者や作型等によって施用する肥料の種類・名称が異なる場合は、表を追加し、個別に記入してください。</p> <p>・肥料の種類・名称は同じであっても、農業者や作型等によって施用量が異なる場合は、最も削減率が低い計画について記入してください。</p>									
種類・名称	成分含有率 (%)			施用量 (kg/10a)	成 分 量 (kg)			備考	
	N	P	K		窒 素	うち化学 由来	リン酸		加里
	① 有機 由来	②	③		④	⑤	$\frac{(1)(2)}{100 \times 5}$		$\frac{(3)(4)}{100 \times 5}$
ナタネ油粕	5.6	5.6	2.5	1.3	80	4.5	0	2.0	1.0
○○果樹有機	8	3.2	6.0	6.0	100	8.0	4.8	6.0	6.0
「種類・名称」欄は、窒素、リン酸、加里を含む、全肥料名を、硫安、BB286号等の一般的な名称で記入					成分含有率(N-P-K)を記入				
合 計 (kg/10a)					180	12.5	a 4.8	8.0	7.0
地区慣行施肥量(kg/10a)					b 15				
削 減 率 (%)						100 - (a / b * 100) 68.0			
注1) 「種類・名称」欄は、窒素、リン酸、加里を含む、全肥料名を硫安、BB286号等の一般的な名称を記載すること。									
2) <u>くみあい肥料ガイドブック (JA全農長野編) に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。</u>									
3) 農業者や作型等によって施用する肥料の種類・名称が異なる場合は、表を追加し、個別に記載する。									
4) 施用する肥料の種類・名称が同一の場合で、農業者や作型等によってその施用量が異なる場合は、最も削減率が低いものについて記載する。									

・収穫時期や品種等により複数の地区農薬使用回数がある場合は、農薬使用の計画を分けて記入してください。

・農業者毎に農薬の使用計画が異なる場合又は気候や作型等により複数の農薬の使用計画が考えられる場合は、表を追加し、個別に記入してください。

ア 農薬使用計画

対象作物:りんご(中・晩生種)

	使用農薬名	倍率	有効成分数	散布回数	成分カウント(A)	除外カウント(B)	慣行回数への付加カウント(C)	地域慣行農薬使用回数(D)						
殺菌剤	デランフロアブル	成分カウント(A): 有効成分数×散布回数 を記入				除外カウント(B): 有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び要綱第2条の別表1に該当する農薬の場合、その成分数を記入								
	トップジンM水和剤	1500	1	2	2	0	0	16						
	アントラコール顆粒水和剤	3000	1	1	1	0	0							
	キノンドー水和剤80	1500	1	1	1	0	0							
	ストロビードライフロアブル	800	2	2	4	2	0							
	ストライド顆粒水和剤	10	1	1	1	1	0							
	アリエッティC水和剤	1500	1	1	1	0	0							
	リンゴ黒星病防除	ベルクート水和剤	1000	1	1	1	0							
殺虫剤	フェニックス顆粒水和剤	4000	1	1	1	0	0	15						
	ウララDF	2000	1	1	1	0	0							
	デミリン水和剤	3000	1	1	1	0	0							
	ダイアジノン水和剤34	1000	1	1	1	0	0							
	MR. ジョーカー水和剤	2000	1	1	1	0	0							
	アルバリン顆粒水和剤	2000	1	1	1	0	0							
	ダントツ水溶剤	除草剤の倍率欄には10a当たりの使用量(希釈量)を記入				0	0							
	カネマイトフロアブル	コロマイト乳剤				1	0							
除草剤					0	0	0	3						
					0	0	0							
					0	0	0							
植调剂	落果防止	ストップホール液剤	1500	1	1	1	1							
					0	0	0							
	摘花	石灰硫黄合剤	100	1	2	2	0							
	摘果	ミクロデナポン水和剤85	1200	1	2	2	2							
クレフノン等	クレフノン	80	1	2	2	2	0							
					0	0	0							
クレフノン等炭酸カルシウム水和剤を使用した場合				合計	31	7	5	34						
炭酸カルシウム水和剤は「カウント除外対象農薬」のため、「慣行回数への付加カウント(C)」欄ではなく「除外カウント(B)」欄へカウント数を記入します。				<table border="1"> <tr> <td>農薬の使用回数(A)-(B)</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>地区農薬使用回数(C)+(D)</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td>38.5%</td> </tr> </table>					農薬の使用回数(A)-(B)	24	地区農薬使用回数(C)+(D)	39	削減率	38.5%
農薬の使用回数(A)-(B)	24													
地区農薬使用回数(C)+(D)	39													
削減率	38.5%													

※「地域農薬使用回数」とは

地域慣行基準の農薬使用回数に、複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)や、品目により植物生長調整剤、塗布剤等の地域慣行基準に加算できる農薬の使用回数を加算した、延べ農薬使用回数。

【例1】混合剤使用の場合

〈条件〉上田市でりんご(中・晩生種)を栽培し、アリエッティC水和剤を1回使用した場合  
(カウントの仕方)

アリエッティC水和剤は、「キャプタン」と「ホセチル」の混合剤(殺虫+殺虫)であるため、地域慣行基準の農薬使用回数に「1」加算できます。この地域のりんご(中・晩生種)の地域慣行基準は「34」。

よって、この場合の地区農薬使用回数は「34+1」となり、「35」となります。

【例2】塗布剤使用の場合

〈条件〉上記の例1の生産者が、更に、剪定時に切り口へ「トップジンMペースト」を塗布した場合  
(カウントの仕方)

上記1により、既に地区農薬使用回数は「35」となっているが、更に塗布剤を使用しているため「35+1」となり、最終的な地区農薬使用回数は「36」となります。

複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)、  
品目により植物生長調整剤、塗布剤等「地域慣行基準」に加えるもの  
に該当する場合は、その使用回数を記入します。

ア 農薬使用の計画

対象作物:りんご(早生種)

	使用農薬名	倍率	有効成分数	散布回数	成分カウント(A)	除外カウント(B)	慣行回数への付加カウント(C)	地域慣行農薬使用回数(D)						
殺菌剤	デランプロアブル	1000	1	1	1		0	14						
	トップジンM水和剤	1500	1	1	1		0							
	アントラコール顆粒水和剤	500	1	2	2		0							
	キノンドー水和剤80	1500	1	2	2		0							
	ストロビードライフロアブル	3000	1	1	1		0							
	ストライド顆粒水和剤	1500	1	1	1		0							
リンゴ黒星病防除	石灰硫黄合剤													
	ベルクート													
<b>薬剤耐性リンゴ黒星病への対応として QoI 剤使用の際に作用機構が異なる殺菌剤を加用した場合、また、10月上旬の防除を実施した場合について、「リンゴ黒星病防除」に使用計画を記入し、それぞれ1剤を上限として除外カウント(B)欄に成分カウント数を記入します。</b>														
殺虫剤	フェニックス							13						
	ウララDF	2000	1	1	1		0							
	デミリン水和剤	3000	1	1	1		0							
	MR. ジョーカー水和剤	2000	1	1	1		0							
	アルバリン顆粒水和剤	2000												
	ダントツ水溶剤	4000	1	1	1		0							
	カネマイトフロアブル	1000	1	1	1		0							
	ダニゲッターフロアブル	2000	1	1	1		0							
	コロマイト乳剤	1000	1	1	1	1	0							
<b>病害虫の発生状況など、計画段階でどちらの剤を使用するか決められない場合は、欄(セル)を結合し、2剤から1剤を選択できるように記入することも可能とします。</b>														
<b>除草剤</b>														
植調剤	落果防止	ストップホール液剤	1500	1	1		1							
					0		0							
	摘花摘果	石灰硫黄合剤	100	1	2	2	0							
					0		0							
<b>ミクロデナポン水和剤85</b>														
<b>クレフノン等</b>														
						合計	29	7						
							5	30						
<table border="1"> <tr> <td>農薬の使用回数(A)-(B)</td><td>22</td></tr> <tr> <td>地区農薬使用回数(C)+(D)</td><td>35</td></tr> <tr> <td>削減率</td><td>37.1%</td></tr> </table>									農薬の使用回数(A)-(B)	22	地区農薬使用回数(C)+(D)	35	削減率	37.1%
農薬の使用回数(A)-(B)	22													
地区農薬使用回数(C)+(D)	35													
削減率	37.1%													

《別に定める農薬を含む混合剤を使用した場合のカウント方法》

(例)

- 1 ポリオキシン〇水和剤  
「ポリオキシン」と「有機銅」の混合剤のため、1剤をカウントする。
- 2 ブイゲットアドマイヤースピノ箱粒剤  
「スピノサド」と「イミダクロプリド」「チアジニル」の3剤の混合剤のため、「スピノサド」を除く2剤をカウントとする。

当該栽培に係る防除暦を添付してください。

区分「50-30」の場合、

IPM 実践指標「記入表」に当該品目の計画を記入して添付してください。

イ その他耕種の防除法等病害虫防除対策

- ・乗用除草機による除草

発生予察体制の利用状況、ムシコンマルチ等の資材の利用、除草機械の利用等を記入

注1) 記載する内容は、発生予察体制の利用状況、ムシコンマルチ等の資材の利用、除草機械の利用等を記載する。

3 流通・販売計画の内容

(1) 流通・販売の概要

項目	内容
認証予定期生産量	38,500 kg (前年実績： 36,200 kg)
認証品目販売予定期数量	30,000 kg (前年実績： 27,100 kg)
販売予定期間	令和8年9月1日～令和9年1月20日
主な販売方法	<input checked="" type="radio"/> ①直接販売      ②委託販売 ③市場出荷      ④その他（ ）
主な販売先	○○生協、インターネット販売

主な販売先を記入してください。  
(すべての販売先を記入する必要はありません。)

4 認証票の利用計画

認証票の利用方法 (該当項目に○複数選択可)	制作枚数等
1. 農産物への直接貼付	枚
2. 容器包装類への貼付	枚
<input checked="" type="radio"/> 3. 容器包装類への印刷	3,000 枚
4. 表示しない	
<input checked="" type="radio"/> 5. その他 (チラシ広告、直売所看板等、具体的に記入)	注文用の生協チラシ(10,000枚) ホームページへ掲載

## <参考> IPM 実践指標記入表の記入例

\* 品目ごとに該当する記入表を提出

IPM実践指標(りんご)記入表 <申請時の記載例>		令和5年産				
		氏名(団体名): 上田一郎			解説書の有無	
管理項目	管理ポイント	点数	昨年度の実施状況	今年度の実施目標		
団体申請の場合:目標が同一の場合は、団体1枚で良いが、現地確認調査の際は生産者個々の記録表を準備する						
該当しなければ、「-」を記入し、項目を対象としない						
【基礎項目】全てのIPM実践者が取り組むべき基礎的な項目						
(1)開園						
園地立地条件の確認	園地周辺の放任園(樹)などが病害虫の重要な発生源となる危険性がある場合には、関係機関や関係者間の協議により放任園解消に取り組む。	(1)	-	-		
健全な苗木の利用	根頭がんしゅ病や紋羽虫の発生がない健全な苗	(1)	-	-		
点数に( )の付いた項目は、取組が無い場合は、対象とならない(分母にカウントしない。目標欄は「-」)						
(2)園地の管理						
間伐	適宜間伐等を行い適正な栽植密度とし、病害虫の発生を防ぐ。	環境をつくる。	1	-	<b>1</b>	
発生源の除去	病害虫の被害を受けた落葉・せん除した枝・枯れ枝などは、一般出するなど、適切に処分する。	病害虫の増殖の温床になる部分は、病害虫の発生時期を考慮して、随時除去する。(注2)	1	-	<b>1</b>	
	徒長枝、ひこばえなど、病害虫の増殖の温床になる部分は、病害虫の発生時期を考慮して、随時除去する。(注2)	炭疽病及び赤星病対策として、果樹園及びその周辺から伝染源植物(ニセアカシア、カシグルミ、オニグルミ)及び中間宿主(ビャクシン類)を除去する。	1	-	<b>1</b>	
	粗皮削り	胴腐らんの早期発見、越冬害虫(クワコナカイガラムシ、リンゴハダニなど)の除去のため、粗皮削りを実施する。	(1)	-	<b>1</b>	○
~~~~~						
【応用項目】積極的なIPMの実践において取り組むべき項目						
防除要否の判断	ほ場内を見回り、病害虫の発生を把握とともに、気象予報などを考慮して防除の要否・時期を判断する。	2	-	<b>2</b>		
防除時期の判断	フェロモントラップ、天敵の生態情報を把握し、防除時期を判断する。	1	-	<b>0</b>	○	
選択性農薬の使用	土着天敵や訪花昆蟲、殺虫剤、IGR剤、サムコル、フェーザー、ワニバなどによる天敵を保護する。	(2)	-	<b>2</b>		
天敵の利用	ミヤコカブリダニなどの土着天敵に影響の少ない農業生産技術を温存してナミハダニの発生を抑制する。(注5)	天敵を利用する。	(2)	-	-	
IPM指数を活用し、IPMの実践レベルを評価						
IPM指数=実施した管理ポイントの点数の合計 ÷ 当該年度の病害虫の発生状況などから対象となる管理ポイントの合計点数の合計 × 100						
IPM指数		評価結果	合計点数			
指数80以上	(実践レベルが高い)	A	-	<b>23</b>		
指数60以上80未満(実践レベルはやや高い)		B	-	<b>37</b>		
指数40以上60未満(実践レベルは中程度)		C	-			
指数40未満(実践レベルは低い)		D	-	<b>B</b>		
IPM実践指標 60%以上が認証要件です。						
対象IPM計						
評価結果						

## <参考> 令和8年産信州の環境にやさしい農産物認証 審査手数料

一般財団法人 長野県農林研究財団

### 1 審査手数料の負担及び返還について

- (1) 振込手数料は、申請者の負担となります。
- (2) 審査結果にかかわらず、審査手数料は返還いたしません。
- (3) 審査途中で取り下げられた場合は、審査手数料は返還いたしません。

### 2 審査手数料の振込について

- (1) 振込人名義は申請者名と同一としてください。
- (2) ATMを利用する場合に「長野県信連 本店」と検索しても表示されないときは、金融機関の窓口にお問い合わせください。ATMにより取扱いが行われていない場合があります。

審査手数料振込先	
取引銀行	長野県信用農業協同組合連合会 本店
口座区分	普通
口座番号	0 2 5 2 7 5 1
口座名義	一般財団法人 長野県農林研究財団 (イッパンザイダンホウジン ナガノケンノウリンケンキュウザイダン)

### 3 令和8年産の審査手数料及び振込額

- ・令和8年産申請分より審査手数料を改定しました（審査手数料のとおり）。
- ・長野県が実施する「信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（認証取得支援）」において、（一財）長野県農林研究財団が事業実施主体となり、申請1件あたり1,500円の助成を行います。
- ・助成は審査手数料と相殺しますので、下表の振込額を振り込んでください。
- ・認証申請書とともに別添の「認証取得支援事業への参加同意書」を農業農村支援センター農業農村振興課へ提出してください。

申請区分（生産者数）	1件あたりの審査手数料	1件あたりの振込額
個人（1名）	8,000円	6,500円
集団（2～5名）	12,000円	10,500円
集団（6～10名）	20,000円	18,500円
集団（11～20名）	25,000円	23,500円
集団（21～50名）	38,000円	36,500円
集団（51～100名）	55,000円	53,500円
集団（101～200名）	70,000円	68,500円
集団（201名～）	100,000円	98,500円

（消費税込み）

※申請書とあわせて農業農村支援センターへ提出

## 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業 (認証取得支援)への参加に係る同意書

信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（認証取得支援）への参加に同意するとともに、下記について確認しました。

### 記

#### （1）個人情報の利用について

（一財）長野県農林研究財団は、信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（認証取得支援）（以下、「取得支援事業」という。）の実施に関して、信州の環境にやさしい農産物認証申請書に記載された個人情報を利用します。

なお、この同意書に基づいて収集する個人情報の利用範囲は、下記に係る事務に限るものとします。

#### 【個人情報の利用目的】

認証取得支援事業における助成額の算出及びその支払い

#### 【個人情報の内容】

- 氏名（法人名、代表者名含む）、住所、電話番号
- 信州の環境にやさしい農産物認証における生産者名及び人数
- 審査手数料の返還が生じた場合、振込先口座情報

#### （2）下記について確認し、振込額を振り込みました。

- 1件あたりの審査手数料、助成額及び振込額
- 振込人名義と申請者名が同一であること

**※ 審査手数料の振込日より前の日付け、又は振込日を記入**

（一財）長野県農林研究財団 理事長 様



令和 年 月 日

住所：

TEL：

（申請者名）氏名：  
(団体にあっては、団体名及び代表者氏名)